公立大学法人大阪 中期目標期間等に係る業務実績評価実施要領

**資料2-3**

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会

令和元年８月１９日決定

令和５年５月１２日改正

令和７年●月●●日改正

本要領は、大阪府市公立大学法人大阪評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の２に基づく中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）の基準等について、必要な事項を定める。

**１　評価の基本方針**

1. 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の中期目標の達成状況について検証する。
2. 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
3. 法人の特色を明確にするために、法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組に考慮して評価する。
4. 評価により、法人の継続的な質的向上を促進する。

**２　評価方法**

評価は「項目別評価」と「全体評価」による。

評価については、大学の教育･研究･社会貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。

なお、教育研究に関する事項については、認証評価機関による評価を踏まえて評価する。

項目別評価

ア　小項目評価

* 1. 法人の自己評価

法人は、中期計画の小項目ごとに、評価指標の達成状況に重点を置き、実施状況と併せて、次に掲げる評価基準により業務実績報告書に自己評価を記入する。

その際、意欲的な取組にかかる評価指標（以下、「チャレンジ指標」という。）を含む小項目の評価については、チャレンジ指標の達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価し、チャレンジ指標の達成水準を満たしていない場合でも、その取組の進捗等を確認したうえで評価を行う。

〔評価基準〕

Ⅴ　中期計画を大幅に上回って実施した

* 顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合

Ⅳ　中期計画を上回って実施した

* 達成度が計画を上回る取組、実績又は成果を挙げた場合

Ⅲ　中期計画を十分に実施した

* 達成度が計画どおりと認められる場合

Ⅱ　中期計画を十分には実施できなかった

* 達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合

Ⅰ　中期計画を実施していない

* 達成度が計画より大幅に下回る場合
	1. 評価委員会の評価

評価委員会は、中期計画の小項目ごとに、法人の記入した自己評価の妥当性を検証したうえで、評価を行う。

法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その旨を項目別評価に明記する。

イ　大項目評価

評価委員会は、小項目による段階別評価や取組実績等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の達成状況について、次に掲げる評価基準により段階的評価を行う。

〔大項目一覧〕

（教育研究等の質の向上に関する項目）

1. 社会との共創に関する措置
2. 教育に関する措置
3. 研究に関する措置
4. 国際力の強化に関する措置
5. 医学部附属病院等に関する措置
6. 高専に関する措置

（法人運営に関する項目）

1. 業務運営の改善及び効率化に関する措置、財務内容の改善に関する措置
2. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する措置、その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

〔評価基準〕

Ｓ　中期目標の達成状況が非常に優れている

（評価委員会が特に認める場合）

Ａ　中期目標の達成状況が良好である

（すべてⅤ～Ⅲ）

Ｂ　中期目標の達成状況がおおむね良好である

（計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は

評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合）

Ｃ　中期目標の達成状況が不十分である

（計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合）

Ｄ　中期目標の達成状況に重大な改善事項がある

（評価委員会が特に認める場合）

* （　）の判断基準は目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。
1. 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の達成状況について、特筆すべき点や課題がある点を中心に、簡潔な文章により総合的に評価を行う。

**３　評価の進め方**

1. 業務実績報告書等の提出

法人は、中期目標期間に係る業務実績報告書を次に掲げる期限までに評価委員会に提出する。

* + 見込評価：中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の翌年度６月末
	+ 期間評価：中期目標期間の最後の事業年度の翌年度６月末

業務実績報告書の作成については「別紙　見込評価及び期間評価に係る

業務実績報告書の標準様式」を参照すること。

1. 評価の実施

評価委員会は、法人が提出した業務実績報告書に基づき、「２　評価方法」により検証及び評価を行う。また、必要に応じて追加資料等を求める。

1. 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。

1. 評価結果の決定

　評価委員会は、必要に応じ評価結果（案）に修正を加え、評価結果を決定する。

**４　評価結果の取り扱い**

1. 評価結果の通知、報告及び公表

評価委員会は、評価結果を決定した後、評価結果を法人に通知するとともに、大阪府知事・大阪市長に報告する。また、評価結果を広く府民・市民に公表する。

1. 評価結果の反映

法人は、評価結果を中期計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに、評価結果の反映状況を公表する。

**５ その他**

1. 中期計画の進捗状況確認等

見込評価及び期間評価を効果的かつ円滑に実施するため、評価委員会は、見込評価及び期間評価を行わない年度においては、中期計画の進捗状況について、法人から報告を受け、意見交換を行う。

1. 本実施要領の見直し等

評価委員会は、評価の実施状況や法人を取り巻く諸事情等を踏まえ、必要に応じて本実施要領を見直し・改善を行うものとする。また、本実施要領に定めるもののほか、評価の実施等に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附則

この要領は、公立大学法人大阪の令和７年度以降の業務実績に係る評価について適用することとし、令和６年度までの業務実績に係る評価については、なお従前の例による。